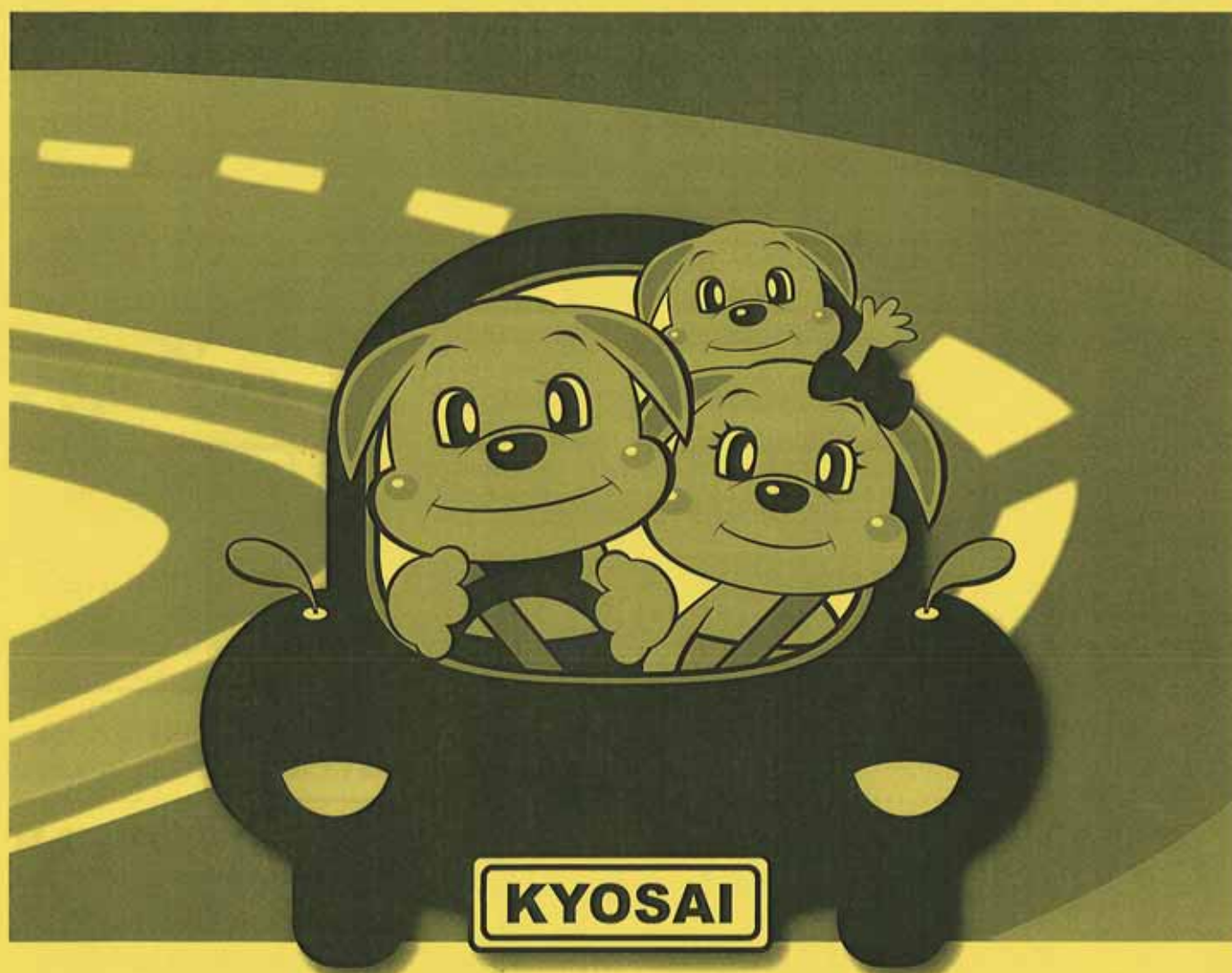


自動車事故費用共済制度

まごころ共済

まさかの自動車事故にあなたにしっかり役立つ!



お問い合わせ・お申し込みは



香川県火災共済協同組合

〒760-0066 高松市福岡町2丁目2番2-501号

TEL (087) 851-3208

まさかの自動車事故に あなたにしっかり役立つまごころ共済

まごころ共済はあなた(契約車両)が万が一の事故に遭った場合に、事故の当事者である契約車両を運転中のあなたと同乗者、そして相手側の運転者と同乗者の双方のケガと死亡に対する補償をします。

特に、あなたが加害者となる人身事故を起こした際に発生する経済的負担(死亡事故なら香典・葬儀費用、ケガの場合ならお見舞い費用、その他様々な費用)を速やかに軽減できるよう、**まごころ共済**が相手側のケガによる入院や死亡・後遺障害に応じた**共済金をすべてあなたにお支払いし**、自賠責や自動車保険では補償されない「お見舞いの費用」などあなたの相手側への「誠意」をしっかりサポートします。

自動車事故時の相手のケガと死亡の補償

1 死亡	最高 300 万円	2 死亡一時金 (初期対応費用)	30 万円
3 後遺障害	12~最高 300 万円	合計3日以上の 4 入院臨時費用	30,000 円
5 入院 1日目から	1人あたり 4,500 円	1日目から 6 通院	1人あたり 2,250 円

※①~⑥⑦~⑩は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※①~④はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※①~④は契約車両に過失がない場合にお支払いしません。※⑤⑥合計のお支払い額が3万円を超えるとき、⑥のお支払い事由に該当する場合は、合計額からその額を控除した額をお支払いします。※①②③④はそれぞれの上記の額を限度に実際の経済的負担額をお支払いします。※⑤⑥は対象者ごとに最高365日(実入院日数)まで対象になります。

相手側の財物の損害に対する補償

7 対物事故共済金特約
契約者に2万円以上の負担が生じたとき **30,000** 円

※契約車両に過失がない場合にお支払いしません。※共済期間内で1回のみ

上記の共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払いします。

- あなたの誠意
- 事故解決のための費用
- 事故時に生じる諸雑費の補てんなど、事故の状況にあわせてまごころ共済の共済金を有効にご活用ください。



補償の対象となる運転者の範囲について

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
① 共済契約者	○	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○	-
④ ①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

例)6月18日にお申し込みいただく場合

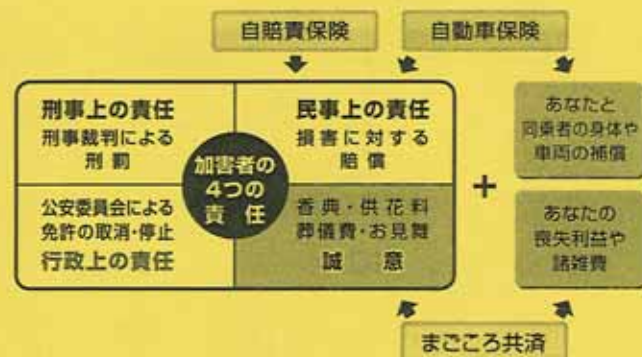
初回	申込日	補償開始	補償終了
初回	5/18	5/19 0時	翌年6/30 24時
2回目以降	7/1	0時	翌年6/30 24時

補償期間について

初回お申し込み時、補償(共済責任)は申込日翌日の0時に始まり、翌年の申込月末日の24時に終わります。2回目以降のご契約は加入中のご契約が終了する翌月1日の0時から1年間です。

Q まごころ共済ってどんな共済ですか?

A 自動車事故のとき、あなた(+同乗者)のケガと死亡の補償はもちろん、事故(特に加害事故)の際に発生するさまざまな経済的負担から、あなたをお守りする当組合オリジナルの共済です。



自動車事故時の契約者(あなた)と同乗者のケガと死亡の補償

8 死亡	300 万円
9 後遺障害	12~ 300 万円
10 入院 1日目から	1人あたり 4,500 円
11 通院 1日目から	1人あたり 2,250 円

※①~⑥⑦~⑩は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※⑧⑨はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※⑩⑪は合計して1日18,000円を限度にお支払いします。※⑩⑪は1事故最高365日まで対象になります。



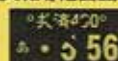
車種・共済掛金一覧表

車種番号	車種名	ナンバープレート	年払	月払
1	自家用乗用自動車	3・5・7	10,000	1,000
2	自家用軽乗用自動車	5・7	5,500	550
3	自家用普通貨物自動車(2t超)	1	17,500	1,750
4	自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	14,500	1,450
5	自家用小型貨物自動車	4	10,000	1,000
6	自家用軽貨物自動車	4・6	5,500	550

※車種がご不明な場合は車種一覧にてご確認ください。※重量は最大積載量です。※一部の自家用特殊用途自動車はご加入いただくことができます。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

ご契約できない車両

事業用軽自動車



事業用自動車



二輪車



左記以外の車種